

鳥取県告示第 651 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 研	境港市誠道町 2083	介護老人福祉施設新いなば幸朋苑	鳥取市浜坂 222-1	平成 19 年 4 月 1 日
株式会社バルセーヌ 代表取締役 宮脇 保行	鳥取市千代水四丁目 1	株式会社バルセーヌ	鳥取市千代水四丁目 1	平成 19 年 6 月 1 日